



一般社団法人 日本温泉協会

協会だより

— 活動クローズアップ —

一般社団法人 日本温泉協会 平成26年度会員総会のご案内

日時 平成26年6月24日(火) 15時30分～
会場 群馬県中之条町四万温泉・四万グランドホテル
関連行事 公開講座「地熱発電が及ぼす人体への影響」(学術部・前田眞治氏)。
施設展、開催地紹介、情報交換会を開催いたします。
エクスカージョン：四万温泉街散策、花楽の里、チャツボミゴケ公園
など中之条町と周辺の魅力を紹介。軽井沢駅までお送りします。

平成 25 年度第 2 回理事会開催

平成 25 年度第 2 回理事会を 12 月 9 日 (月) 東京都中央区の T K P 東京駅前カンファレンスセンターにて開催しました。大山正雄会長の挨拶につづき、理事の出席状況について、理事総数 39 名のうち出席理事数 26 名で過半数をかぞえ、定款第 32 条に定める定足数を満たし本理事会が成立する旨を、冒頭に事務局から報告しました。

議長と議事録署名人は定款第 31 条および第 34 条にもとづき、議長に大山正雄会長、議事録署名人に大山正雄会長、金本敏男監事、深津卓也監事といたしました。

議事の要旨は次のとおりです。

議題 1 平成 25 年度上半期事業報告

業務執行理事を代表し寺田専務理事(事務局)が報告。本議題は異議なく原案どおり承認された。

議題 2 平成 25 年度上半期収支報告

本議題は異議なく原案どおり承認された。

議題 3 新委員会の創設について

本議題は異議なく原案どおり承認された。平成 26 年度の委員会編成と代表はカッコ内のおり。(敬称略)

総務委員会(継続)(石村隆生)、編集委員会(継続)(大山正雄)、インターネット委員会(継続)(森行成)、地熱対策特別委員会(継続)(佐藤好億)、天然温泉審査委員会(改編)(岡村興

太郎)、学術部委員会(継続)(山村順次)、財政・経理委員会(新設)(八木眞一郎)、行事委員会(新設)(笹本森雄)、女性部委員会(新設)(小口潔子)、平成 26 年度総会実行委員会(新設)(岡村興太郎)。

議題 4 委員会委員の見直しについて

議題 3 にもとづく委員の人選については、会長および各委員会代表者に付託することが承認された。

議題 5 代表理事の選定について

常務副会長佐藤好億を代表理事に選定することを承認した。ただし任期は現任役員としての残任期間とする。なお被選定者は席上就任を承認した。

議題 6 参与の委嘱について

事務局から本議案の経緯と、その後、本議案が廃案になったことを説明した。

議題 7 諸規程の改正について

事務局から会長、副会長において諸規程の見直しをしている状況を報告した。

議題 8 新入会員の承認について

事務局から入会申込の状況を説明。1 件(中野寿湯温泉)の入会を承認した。

議題 9 平成 26 年度事業計画

事業計画を再検討することで承認された。

議題 10 平成 26 年度収支予算案

新年度までに重点ポイントを絞り再検討するという事で承認された。

議題 11 役員選挙委員会委員の選任について

事務局から役員改選の手順を説明。次の 7 名が役員選考委員会委員に選任された(敬称略)。石村隆生、岡村興太郎、佐藤好億、竹村節子、深津卓也、堀是治、山村順次。

議題 12 平成 26 年度会員総会の開催について
事務局から開催計画案を説明。平成 26 年 6 月 24 日(火)に群馬県中之条町四万温泉・四万グランドホテルで開催することが承認された。

議題 13 平成 27 年度会員総会の開催について
新潟県瀬波温泉が候補として上っていることを事務局から説明。同県出身理事の野澤幸司理事と荒木善紀理事からの歓迎のメッセージを事務局が代読。瀬波温泉での開催が承認された。

受付番号	201401060000247657
提出日時	2014年01月06日23時25分

案件番号	620213015
案件名	新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた御意見の募集について
所管府省・部局名等	資源エネルギー庁長官官房総合政策課
意見・情報受付開始日	2013年12月06日
意見・情報受付締切日	2014年01月06日

郵便番号	-
住所	
氏名	一般社団法人日本温泉協会 会長 大山正雄
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	

提出意見	<p>新しい「エネルギー基本計画」策定に向けた意見の募集について</p> <p>一般社団法人日本温泉協会は昭和4年(1929年)以来今日まで、温泉資源の保護と、温泉地の発展に寄与してきました。</p> <p>このたびの「エネルギー基本計画」のパブリックコメントの地熱開発に関する方針は、温泉資源と温泉地の発展を損なうものです。よって標記について意見を記します。</p> <p>地熱発電は再生可能エネルギーではない。</p> <p>地熱発電開発には大きなコストと長期の時間、そして周辺の環境や温泉資源に及ぼす多大なリスクが伴います。</p> <p>地熱発電所は発電に使用する高温高压の熱水や蒸気を得るため、平均すると3年に1本の頻度で補充生産井を掘削していますが、熱水噴出量の減少を止めることはできません。地熱発電の熱水は深度1~3キロメートル付近に存在している数万年から数十万年にわたって供給、貯留されている熱水貯留層の化石水で、掘削によって初めて流動する半循環水です。熱水量の減少は熱水貯留層における熱水の消費(支出)に対して供給(収入)が追いついていないことを示唆しています。再生可能エネルギーとは、消費が供給より少ない場合とするならば、地熱発電は再生可能エネルギーとはいえません。</p> <p>また、深層熱水の自然循環速度は3キロメートル上昇するのに早くとも10万年を必要とします。これに対し地熱発電所は掘削による生産井と還元井で熱水を地下3キロメートルから数分間に噴出させ、そして地下還元をしています。しかも還元水には地下還元をしやすいため濃硫酸などの薬品を混入しています。こうした薬品の混入した熱水は周辺の温泉地に湧出する可能性があります。地上は平穏でも見えない地下環境は著しく改変され、将来に大きな禍根となるものを生産、蓄積しているであろうと思われます。</p> <p>日本の地熱は温泉として年間1億2千万人の温泉地宿泊客がすでに利用しております。温泉利用量はすでに限界に達していることから開発について法的規制を加えています。既存の地熱発電はすでに温泉総熱量を凌駕する温泉の源である深部熱水を使用しています。地熱発電のこれ以上の開発は温泉資源の枯渇と温泉産業を損なうこととなります。そして温泉が日本の最大の観光資源の一つであることから、観光立国を目指す国の方針にも反することです。</p> <p>地熱発電は、「エネルギー基本計画」のなかで、エネルギー政策の要諦として示されている「安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、最小の経済負担で実現すること」と、「エネルギー供給に伴って発生する環境負荷を可能な限り抑制する」というエネルギー政策の基本的視点とは矛盾するものであります。</p> <p>温泉が古代から今日まで利用できているのは自然循環の熱水の利用を基本としているからです。分散型エネルギーシステムの利用促進は、温泉熱を利用した小規模な発電や温泉廃湯の熱利用を促進すべきであると考えます。</p> <p>すなわち、大規模な地熱発電ではなく温泉の余熱を利用する地産地消のエネルギー政策を促進すべきであると考えます。</p>
------	---

新しい「エネルギー基本計画」 に対し意見を提出

エネルギー政策基本法(平成14年法律第71号)に基づく新たな「エネルギー基本計画」の策定に向け、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において議論がなされてきました。

昨年12月6日に開催された同分科会において、「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会・エネルギー基本計画に対する意見(案)」が示され、これを踏まえ資源エネルギー庁では意見募集をしておりましたが、本会ではこのなかの地熱開発に関する方針について1月6日付で意見を提出しました。提出内容は下記のとおりです。